

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第二の三（第二条、第四条関係）

一〇二 （略）

二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの
(前三号に掲げる貨物を除く。)

イ (略)

ロ 鉄鋼のうち、次に掲げるもの

鉄又は非合金鋼のフラットロール製品

ステンレス鋼その他の合金鋼のフラットロール製品

ハ 鉄鋼製品のうち、次に掲げるもの

(1) 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物

(2) 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

(3) 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

二 アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの

(1) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品

(2) アルミニウム製のたる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器

別表第一の三（第二条、第四条関係）

一〇一 （略）

二の二 次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの
(前三号に掲げる貨物を除く。)

イ (略)

ロ 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

(新設)

(新設)

ヘボ

(略)

ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(略)

(2) (1) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品

(略)

(3) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品

(略)

蒸気タービン及びその部分品

(略)

(5) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品

(略)

液体タービン又は水車の部分品

(略)

(7) (6) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品

(略)

液体ポンプ

(略)

液体ポンプ

(略)

(10) (9) (8) 真空ポンプ及び气体ポンプ、真空ポンプ、气体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キヤビネットの部分品

(略)

(12) (11) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれら

の部分品

ベーカリーオーブン

加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸氣

二ハ

(略)

ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(略)

(2) 発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品

(略)

(3) 蒸気タービンの部分品

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(5) 气体ポンプ、真空ポンプ、气体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キヤビネットの部分品

(略)

(6) (新設)

(新設)

加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品

(略)

(16)(15)| 遠心分離機、液体又は気体のろ過機及び清浄機並びにこれらの部分品

(略)

(18)(17)| プーリータックル、ホイスト、ワインチ及びキャプス

タン

(19) | デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキヤリヤー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品

ラン

(20) | フォークリフトトラック及び持上げ用又は荷扱い用の機器を装備したその他の作業トラック並びにこれらの部分品

ラン

分品

(21) | 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械並びにこれらの部分品

ラン

(22) | ブルドーザー、アングルドーザー、地ならし機、スクレーパー、メカニカルショベル、エクスカベーター、シヨベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品

ラン

(23) | 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品

ラン

(33)(24)| 転炉、取鍋及びインゴット用鋳型並びにこれらの機器

(略)

(24)(15)| 転炉

(23)| (略)

(14) | くい打ち機、くい抜き機、コールカッター、削岩機及びトンネル掘削機

(12) | 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械

ラン

(13) | ブルドーザー、アングルドーザー、メカニカルショベル、エクスカベーター及びシヨベルローダー

ラン

(8)(7)| 遠心分離機及びホイスト

(略)

(10)(9)| プーリータックル及びホイスト

(略)

(11) | デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキヤリヤー及びクレーンを装備した作業トラック

ラン

(新設)

(35)(§4)	又は鋳造機の部分品
金属圧延機及びそのロール	レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化 学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアー クを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並 びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械の部 分品及び附属品
金属加工用のマシンニングセンター及びマルチステーシ ョンランスファーマシン並びにこれらの機械又は金属 加工用のユニットコンストラクションマシンの部分品及 び附属品	(36)
旋盤並びにその部分品及び附属品	(37)
金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り 盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附属品	(38)(§7)
研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕 上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品	(39)
平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り 盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにそ の部分品及び附属品	(40)
鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、 フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フ ラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノ ッキングマシン及びニブリングマシン並びにその他のプ レス並びにこれらの部分品及び附属品	(41)
引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機 械並びにその部分品及び附属品	(42)

(25)	（新設）
金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り 盤及びねじ立て盤	(26)
（新設）	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り 盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械

(26) | 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り
盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械

(新設)

(新設)

(43) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(略)

(44) ツールホルダー、自動開きダイヘッド及び工作物保持具

(略)

(45) ツールホルダー、自動開きダイヘッド及び工作物保持具

(略)

(46) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品

(新設)

(47) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品

(略)

(48) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械、産業用ロボットその他の機械類及びその部分品並びに動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂の抽出用又は調製用の機械、綱又はケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品

(略)

(49) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材又はコルクの処理用機械及び産業用ロボット並びにこれらの機械又は動物性油脂、植物性油脂若しくは微生物性油脂の抽出用若しくは調製用の機械、綱若しくはケーブルの製造機械、蒸発式空気冷却装置、旅客搭乗橋その他の機械類の部分品

(略)

(27) ツールホルダー及び自動開きダイヘッド

(新設)

(28) ツールホルダー及び自動開きダイヘッド

(新設)

(29)

(新設)

(30)

(新設)

(31)

(新設)

(32)

(新設)

(33)

(新設)

(34)

(新設)

(35)

(新設)

(36)

(新設)

(37)

(新設)

(38)

(新設)

(39)

(新設)

(40) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁

(略)

(41) 玉軸受及びころ軸受並びにこれらの部分品

(略)

(42) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー

(略)

(43) ローラースクリュー、弾み車、ブーリー、クラッチ及

(略)

(60)(59)(58)	び軸継手並びにこれらの部分品	積層造形用の機械及びその部分品	(略)
	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクル	半導体ボール、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチクル	(新設)
	の製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品	の製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立てに専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部分品及び附属品	(新設)
(61)	船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品	船舶のプロペラ及びその羽根並びにその他の機械類の部分品	(新設)
(1)	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの	(新設)
(2)	電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれららの部分品	電動機、発電機及びロータリーコンバーター並びにこれららの部分品	(新設)
(3)	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカツプリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれららの部分品	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカツプリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれららの部分品	(新設)
(4)	空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品	空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品	(新設)
(5)	鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池	鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池	(新設)
(6)	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品	(新設)
(7)	電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、	電気式の照明用又は信号用の機器及びこれらの機器、	(新設)

(3)(2)	ホ	(1)	(38)
	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるものの	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるものの	
	直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター	直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター	
	(略)	(略)	
(6)(5)(4)	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるものの	電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるものの	
	直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター	直流電動機、発電機及びロータリーコンバーター	
	(略)	(略)	
	一次電池の部分品	一次電池の部分品	
	ニッケル・カドミウム蓄電池	ニッケル・カドミウム蓄電池	
	電子ビーム炉	電子ビーム炉	

(8)	ウ イ ン ド ス ク リ ン ワ イ パ ー 又 は 曇 り 除 去 装 置 の 部 分 品 （新設）
(9)	ろ う 付 け 用 又 は は ん だ 付 け 用 の 機 器 及 び 金 属 用 抵 抗 溶 接 機 器 （新設）
(10)	電 熱 用 抵 抗 体 （新設）
(11)	音 声 、 画 像 そ の 他 の デ ー タ を 送 受 信 す る 機 器 及 び そ の 部 分 品 並 び に 電 話 機 の 部 分 品 （新設）
(12)	不 揮 発 性 半 導 体 記 憶 裝 置 （新設）
(13)	ラ ジ オ 放 送 用 又 は テ レ ビ ジ ョ ン 用 の 送 信 機 器 、 テ レ ビ （新設）
(14)	カ メ ラ 、 デ ジ タ ル カ メ ラ 及 び ビ デ オ カ メ ラ レ コ ー ダ ー （新設）
(15)	レ ー ダ ー 、 航 行 用 無 線 機 器 及 び 無 線 遠 隔 制 御 機 器 （新設）
(16)	自 動 車 に 使 用 す る 種 類 の ラ ジ オ 放 送 用 受 信 機 陰 極 線 管 モ ニ タ ー （新設）
(17)	鉄 道 、 軌 道 、 道 路 、 内 陸 水 路 、 駐 車 施 設 、 港 湾 設 備 又 は 空 港 の 信 号 用 、 安 全 用 又 は 交 通 管 制 用 の 電 気 機 器 及 び こ れ ら の 部 分 品 （新設）
(18)	（削 る） 固 定 式 、 可 変 式 又 は 半 固 定 式 の コン デン サー 及 び こ れ ら の 部 分 品 （新設）
(19)	固 定 式 電 氣 抵 抗 器 及 び 電 氣 抵 抗 器 的 部 分 品 印 刷 回 路 （新設）
(20)	電 氣 回 路 の 開 閉 用 、 保 護 用 又 は 接 続 用 の 機 器 及 び こ れ ら の 機 器 又 は 光 フ ア イ バ ー 用 若 し く は 光 フ ア イ バ ー ケ ー ブル 用 の 接 続 子 的 部 分 品 電 氣 制 御 用 若 し く は 配 電 用 の 盤 、 パ ネ ル 、 コ ン ソ ール （新設）

(7)	ラ ジ オ 放 送 用 又 は テ レ ビ ジ ョ ン 用 の 送 信 機 器 （新設）
(8)	鉄 道 、 軌 道 、 道 路 、 内 陸 水 路 、 駐 車 施 設 、 港 湾 設 備 又 は 空 港 の 信 号 用 、 安 全 用 又 は 交 通 管 制 用 の 電 気 機 器 の 部 分 品 （新設）
(9)	固 定 式 コン デン サー （新設）
(10)	固 定 式 電 氣 抵 抗 器 （新設）
(11)	電 氣 回 路 の 開 閉 用 、 保 護 用 又 は 接 続 用 の 機 器 （新設）

、机、キャビネットその他の物品又は数値制御用の機器の部分品

削る

（23）レード光源
（略）

（24）フライメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源

（25）半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品

（26）集積回路及びその部分品

（27）粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器

（28）電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）

（29）炭素ブラシ
（略）

（30）機器の電気式部分品

（31）電気電子機器のくず
（略）

リチウム鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、

（1）次に掲げるもの

（2）雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両

（3）トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又

（4）トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品

アーカー灯

（新設）
（略）

（新設）
（新設）

ト ム
リ 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、
ト 次に掲げるもの

ト （1）次に掲げるもの
ト （2）雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他
ト これに類する車両

ト （3）トレーラー及びセミトレーラー
ト （4）トレーラー及びセミトレーラー

ヌ 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(1) 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダー

その他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品

(2) ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び

打上げ用ロケット並びにこれらの部分品

(3) 落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び

附属品

(4) 航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品

(5) 無人航空機及びその部分品

ル 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機

器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附

属品のうち、次に掲げるもの

(1) 光ファイバー及び光ファイバーケーブル

(2) 対物レンズ

(3) 双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機

器並びにこれらの部分品及び附属品

(4) 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設

計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ

(5) 映画用の撮影機

(略)

(7) 武器用望遠照準器、潜望鏡及び光学機器その他の機器

の部分品として設計した望遠鏡

品 罗針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属

(新設)

チ 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機

器及び精密機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、

次に掲げるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(9)	土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、 気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれら の部分品及び附属品
(10)	硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機そ の他の材料試験機
(11)	ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温 度計、パイロメーター、気圧計、湿度計若しくは乾湿球 湿度計又はこれらを組み合わせた物品の部分品及び附属 品
(12)	液体又は气体の流量、液位、圧力その他の変量の測定 用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(13)	物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨 張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検 査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の 機器
(14)	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離 計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速 度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附 属品
(15)	スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用 又は検査用の機器
(16) · (17)	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類 する車輪付き玩具、人形用乳母車、人形、その他の玩具 (略)
三 (略)	

(2)	土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、 気象観測用又は地球物理学用の機器並びにこれら の機器 又は測距儀の部分品及び附属品
(3)	積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離 計、歩数計その他これらに類する物品
(4) · (5)	(新設)
(6)	(新設)
三 (略)	

[